

○上越教育大学附属図書館利用細則

(平成16年4月1日細則第24号)

最終改正 令和元年10月10日細則第31号

(趣旨)

第1条 この細則は、上越教育大学附属図書館利用規程（平成16年規程第88号。以下「規程」という。）第26条の規定に基づき、上越教育大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 規程第2条第1号に規定する「役職員」には、次の各号に掲げる者を含むものとする。

- (1) 名誉教授
- (2) 非常勤職員
- (3) 外国人研究者
- (4) 日本学術振興会特別研究員

2 規程第2条第2号に規定する「本学の学生」には、次の各号に掲げる者を含むものとする。

- (1) 科目等履修生
- (2) 特別聴講学生
- (3) 特別研究学生
- (4) 研究生
- (5) 私学研修員，専修学校研修員，公立高等専門学校研修員，公立大学研修員及び教職員支援機構研修員

3 規程第2条第4号に規定する「元役職員」には、次の各号に掲げる者等は含まない。

- (1) 名誉教授
- (2) 元非常勤職員
- (3) 元外国人研究者
- (4) 元日本学術振興会特別研究員

(貸出)

第3条 図書等の貸出の受付時間は、開館時刻から閉館時刻15分前までとする。

(一般貸出)

第4条 規程第10条第1項に規定する「学部学生」には、第2条第2項に規定する者を含むものとする。

(参考図書)

第5条 規程第11条第1号に規定する「参考図書」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 百科事典
- (2) 辞典，事典
- (3) 用語集，術語集
- (4) データブック，便覧，要覧，ハンドブック，必携，研究案内

- (5) 図鑑
 - (6) 年表
 - (7) 年鑑
 - (8) 統計書
 - (9) 地図, 地図帳
 - (10) 名簿, 名鑑, 住所録
 - (11) 書誌, 書目, 解題
 - (12) 索引, 抄録
- (相談又は調査等の受付)

第6条 規程第18条, 第20条及び第22条に規定する相談又は調査, 相互利用及び展示・掲示の受付時間は, 開館日(日曜日, 土曜日及び休日を除く。)の9時から17時までとする。

(相互利用)

第7条 規程第20条に規定する「他の機関」とは, 次の各号に掲げる機関をいう。

- (1) 国公立大学の附属図書館
 - (2) その他館長が適当と認めた機関
- (その他)

第8条 この細則に定めるもののほか, この細則に関し必要な事項は, 館長が別に定める。

附 則

この細則は, 平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年細則第2号 (平成18年3月1日))

この細則は, 平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年細則第2号 (平成23年3月1日))

この細則は, 平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年細則第2号 (平成24年3月5日))

この細則は, 平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年細則第8号 (平成29年3月30日))

この細則は, 平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年細則第5号 (平成31年3月5日))

この細則は, 平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年細則第31号 (令和元年10月10日))

この細則は, 令和2年4月1日から施行する。